

判定

判定 2016-600021

東京都品川区南大井3丁目4番10号
請求人 株式会社 竹虎

東京都千代田区麹町3丁目12番11号 麹町田村ビル
代理人弁理士 大原 拓也

東京都千代田区麹町3丁目12番11号 麹町田村ビル 大原特許事務所
代理人弁理士 久保 典子

東京都足立区大谷田5丁目4番9号
被請求人 株式会社 東京エンゼル本社

東京都千代田区二番町5番地6 あいおいニッセイ同和損保二番町ビル8階
代理人弁理士 きさらぎ国際特許業務法人

上記当事者間の特許第5277268号の判定請求事件について、次のとおり判定する。

結 論

イ号図面及びその取扱説明書に示す「フラップ取り外しミトン」は、特許第5277268号発明の技術的範囲に属しない。

理 由

第1. 請求の趣旨

本件判定の請求は、イ号図面及びその取扱説明書に示す「フラップ取り外しミトン」（以下「イ号物件」という。）が、特許5277268号の請求項1に係る発明（以下「本件特許発明」という。）の技術的範囲に属する、との判定を求めたものである。

第2. 本件特許発明

1. 手続の経緯

平成23年2月22日	本件出願
平成25年1月29日	拒絶理由通知
平成25年3月26日	意見書・補正書
平成25年4月17日	特許査定
平成25年5月24日	設定登録
平成28年5月19日	本件判定請求
平成28年7月14日	答弁書
平成28年9月20日	弁駁書

2. 本件特許発明

本件特許発明は、特許請求の範囲、明細書及び図面の記載からみて、その特許請求の範囲の請求項1に記載された事項により特定される以下のとおりである。

本件特許発明の構成要件を分説すると以下のとおりである（以下「構成要件A」などという。）。

なお、この分説は、請求人の判定請求書によるものであるが、争いはなく、妥当と認められるので、そのとおりとした。

「【請求項1】

- A 開口部を介して手首から先の部分が収納される手袋本体と、上記手袋本体の外皮面側に一体的に設けられたリストバンドとを含み、上記リストバンドを上記手袋本体の外皮面側から手首回りに巻き付けて係止することにより上記手首に固定させ、上記手袋本体内に手を保持させる医療介護用手袋において、
- B 上記手袋本体の手の甲側および／または掌側の外皮面には、上記リストバンドの上下面を挟んで覆い隠すバンドカバーが着脱自在に取り付けられており、
- C 上記バンドカバーには、上記リストバンドの上面側を覆い隠す上フラップと、上記リストバンドの下面側を覆い隠す下フラップと、上記各フラップが重ね合わされた状態で係着される係着手段とが設けられているとともに、
- D 上記手袋本体と上記下フラップとの対向する面には、上記手袋本体と上記バンドカバーとの着脱を自在とする着脱手段が設けられており、
- E 上記バンドカバーは、上記リストバンドの上下面を上記上フラップと上記下フラップとで挟んで覆い隠すことにより、少なくとも上記リストバンドの係止部分を覆い隠すことを特徴とする
- F 医療介護用手袋。」

第3. 当事者の主張の概要

1. 請求人の主張の概要

イ号物件は、本件特許発明の構成要件A、B、C、E、Fを充足する。

イ号物件は、本件特許発明の構成要件Dを文言上充足しないが、構成要件Dに関して均等の要件を満たすから、構成要件Dと均等な構成を有するものである。

よって、イ号物件は、本件特許発明の技術的範囲に属する。

2. 被請求人の主張の概要

イ号物件は、本件特許発明の構成要件B、Dを充足しない。

イ号物件は、構成要件Dに関して均等の要件を満たさない。

よって、イ号物件は、本件特許発明の技術的範囲に属さない。

第4. イ号物件

以下、証拠については、「甲第1号証」を「甲1」のように略記する。

イ号図面の「バンドカバー」とイ号取扱説明書の「フラップ」は、名称は異なるが同じ部品を示しているので、イ号図面の名称に揃え、以下「バンドカバー」という。

同じく、イ号図面の「リストバンド」とイ号取扱説明書の「ベルト」を、以下「リストバンド」という。

イ号図面及びその取扱説明書によれば、以下が看取できる。

(1) フラップ取り外しミトンが、手袋本体と、リストバンドと、バンドカバーを含む。(イ号図面の1頁)

(2) 手袋本体内に手が入る。(イ号図面の1頁と2頁)

(3) 手袋本体内に手が入るためには、手袋本体は、手を入れるための開口部を有することは明らかである。

(4) 手袋本体の外側に、リストバンドが一体的に設けられている。(イ号図面の4頁)

(5) バンドカバーには、上フラップと下フラップとが設けられている。

(イ号図面の6頁)

(6) 上フラップは、リストバンドの上面側を覆い隠す。(イ号図面の1頁)

(7) 下フラップは、リストバンドの下面側を覆い隠す。(イ号図面の4頁)

(8) バンドカバーは、手袋本体の手の甲側の表面の外側に配置されており、上フラップと下フラップとでリストバンドの上下面を挟んで覆い隠す。

(イ号図面の1頁と4頁)

(9) フラップ取り外しミトンは、介護の負担を軽減するためのものである。(イ号取扱説明書の上部の「介護の負担を軽減します」)

(10) バンドカバーは、交換可能である。(イ号取扱説明書の右側中央の

「フラップを交換できます」)

(11) フラップ取り外しミトンは、開口部を介して手袋本体内に手首から先の部分を入れ、リストバンドを手袋本体の外側から手首回りに巻き付けて、リストバンドの先端を、リストバンドの手の甲側のマジックテープに装着し、バンドカバーのフックを留めて使用する。(上記(3)と、イ号取扱説明書の装着手順2ないし4)

(12) リストバンドを手袋本体の外側から手首回りに巻き付けて、リストバンドの先端を、リストバンドの手の甲側のマジックテープに装着することにより、手袋本体を手首に固定している。(上記(11)と、イ号取扱説明書の右側中央の「フラップ無しでも固定することが可能」)

(13) バンドカバーには、上フラップと下フラップとが重ね合わされた状態で留められるフックが設けられている。(イ号取扱説明書の装着手順4)

(14) バンドカバーは、リストバンドの先端をリストバンドの手の甲側のマジックテープに装着した箇所を覆い隠す。(イ号図面の1頁と3頁と、イ号取扱説明書の装着手順3、4)

(15) バンドカバーの着脱手段と、リストバンドの着脱手段により、バンドカバーは、リストバンドに取り付けられる。(イ号図面の3～5頁)

(16) イ号図面及びイ号取扱説明書のいずれにも、手袋本体と下フラップとの対向する面に、手袋本体とバンドカバーとの着脱を自在とする着脱手段が設けられていることは、示されていない。

(17) 上記(11)、(12)より、手袋本体内に手首から先の部分が入れた状態で手袋本体を手首に固定して使用されるものであるところ、この状態で、手は手袋本体内に保持されていることは明らかである。

(18) 上記(7)、(8)より、バンドカバーの下フラップは、リストバンドの下面と手袋本体の手の甲側の表面との間に配置されるものであるところ、上記(12)より、リストバンドを手袋本体の外側から巻き付けて、手袋本体を手首に固定しているから、バンドカバーの下フラップは、リストバンドの巻き付けにより、リストバンドの下面と手袋本体の手の甲側の表面との間に保持されていることは明らかである。

また、イ号物件が掲載されている被請求人発行の商品説明書(甲3)を参酌すると、イ号物件のフラップ取り外しミトンは、メディカルグッズである。

したがって、イ号物件を、本件特許発明の構成要件AないしFに対応させて整理すると、イ号物件は、以下の構成を具備するものと認められる(以下「構成ア」などという。)

「ア 開口部を介して手首から先の部分が入れられる手袋本体と、上記手袋本体の外側に一体的に設けられたリストバンドとを含み、上記リストバンドを上記手袋本体の外側から手首回りに巻き付けて、リストバンドの先端を、リストバンドの手の甲側のマジックテープに装着することにより上記手首に固定させ、上記手袋本体内に手を保持させる、介護の負担を軽減するためのメディカルグッズであるフラップ取り外しミトンにおいて、(上記(1)～(4)、(9)、(11)、(12)、(17)、(甲3))

イ 上記手袋本体の手の甲側の表面とリストバンドの下面との間には、上記リストバンドの上下面を挟んで覆い隠すバンドカバーの下フラップが、リストバンドの巻き付けにより保持されており、(上記(8)、(18))

ウ 上記バンドカバーには、上記リストバンドの上面側を覆い隠す上フラップと、上記リストバンドの下面側を覆い隠す下フラップと、上記各フラップが重ね合わされた状態で留められるフックとが設けられているとともに、(上記(5)～(7)、(13))

エ 上記バンドカバーは上記リストバンドに交換可能に取り付けられており、上記手袋本体と上記下フラップとの対向する面には、上記手袋本体と上記バンドカバーとの着脱を自在とする着脱手段が設けられておらず、(上記(10)、(15)、(16))

オ 上記バンドカバーは、上記リストバンドの上下面を上記上フラップと上記下フラップとで挟んで覆い隠すことにより、上記リストバンドの先端をリストバンドの手の甲側のマジックテープに装着した箇所を覆い隠す(上記(8)、(14))

カ 介護の負担を軽減するためのメディカルグッズであるフラップ取り外しミトン。(上記(9)、(甲3))」

第5. 対比、判断

イ号物件が本件特許発明の構成要件AないしFを充足するか否かについて、検討する。

1. 構成要件Aと構成アについて

イ号物件の「手首から先の部分が入れられる手袋本体」は、本件特許発明の「手首から先の部分が収納される手袋本体」であり、イ号物件の「手袋本体の外側」は、本件特許発明の「手袋本体の外皮面側」である。

イ号物件は「リストバンドの先端を、リストバンドの手の甲側のマジックテープに装着する」ことで、「係止する」ものである。

イ号物件の「介護の負担を軽減するためのメディカルグッズであるフラップ取り外しミトン」は、本件特許発明の「医療介護用手袋」である。

そうすると、イ号物件の構成アは、構成要件Aを充足する。

2. 構成要件Bと構成イについて

イ号物件の「手袋本体の手の甲側の表面」は、本件特許発明の「手袋本体の手の甲側の外皮面」である。

イ号物件は「上記手袋本体の手の甲側の表面とリストバンドの下面との間には、上記リストバンドの上下面を挟んで覆い隠すバンドカバーの下フラップが、リストバンドの巻き付けにより保持されて」いるものであるから、リストバンドの巻き付けにより、バンドカバーが手袋本体の手の甲側の表面に取り付けられているものであり、リストバンドの巻き付けを外すことで、バンドカバーが手袋本体の手の甲側の表面から離れるものであるため、「上記手袋本体の手の甲側の外皮面には、上記リストバンドの上下面を挟んで覆い隠すバンドカバーが着脱自在に取り付けられて」いるものである。

そうすると、イ号物件の構成イは、構成要件Bを充足する。

被請求人は、構成要件Bは、バンドカバーが手袋本体の手の甲側および／または掌側の外皮面に直接的に着脱自在に取り付けられる必要があり、イ号物件のバンドカバーは、手袋本体の手の甲側および／または掌側の外皮面に直接的に着脱自在に取り付けられるものではないから、イ号物件は構成要件Bを充足しない旨、主張している（答弁書4頁9行ないし5頁4行を参照。）。

そうすると、被請求人は、手袋本体の手の甲側および／または掌側の外皮面に「バンドカバーが着脱自在に取り付けられる」とは、本件特許発明の明細書（甲1）の実施例において、手袋本体10の外皮面に、バンドカバーに設けられたフック面ファスナ40aが係着されるループ面ファスナ40bを設けたように、手袋本体の手の甲側および／または掌側の外皮面に「バンドカバーが着脱自在に取り付けられる着脱手段を設けたものである」と主張するものであると解される。

しかし、構成要件Bには、着脱手段についての特定はなく、上記被請求人の主張は、本件特許の特許請求の範囲の記載に基づかない主張である。

さらに、本件特許発明の明細書（甲1）の段落【0050】には「また、この例では、バンドカバー30を面ファスナ等の着脱手段40により手袋本体10に取り付けるようにしているが、リストバンド20を、単にバンドカバー30の上下フラップ31、32内に挿通することによってもリストバンド20を覆い隠すことができる。」という記載があり、当該記載から、構成要件Bの「バンドカバーが着脱自在に取り付けられており」とは、手袋本体の外皮面に面ファスナ等の着脱手段を設けたもののみに限らず、手袋本体の外皮面に着脱手段を設けないものも包含するものと解すべきである。

よって、上記被請求人の主張は、失当である。

3. 構成要件Cと構成ウについて

イ号物件の「各フラップが重ね合わされた状態で留められるホック」は、本件特許発明の「各フラップが重ね合わされた状態で係着される係着手段」である。

そうすると、イ号物件の構成ウは、構成要件Cを充足する。

4. 構成要件Dと構成エについて

本件特許発明は、手袋本体と下フラップとの対向する面には、手袋本体と

バンドカバーとの着脱を自在とする着脱手段が設けられているものであるのに対し、イ号物件は、手袋本体と下フラップとの対向する面には、手袋本体とバンドカバーとの着脱を自在とする着脱手段が設けられていないものである。

そうすると、イ号物件の構成工は、構成要件Dを充足しない。

5. 構成要件Eと構成才について

イ号物件の「リストバンドの先端をリストバンドの手の甲側のマジックテープに装着した箇所」は、「リストバンドの係止部分」である。

そして、イ号物件は「上記リストバンドの先端をリストバンドの手の甲側のマジックテープに装着した箇所を覆い隠す」ものであるから、「少なくとも上記リストバンドの係止部分を覆い隠す」ものである。

そうすると、イ号物件の構成才は、構成要件Eを充足する。

6. 構成要件Fと構成力について

イ号物件の「介護の負担を軽減するためのメディカルグッズであるフラップ取り外しミトン」は、本件特許発明の「医療介護用手袋」である。

そうすると、イ号物件の構成力は、構成要件Fを充足する。

7. まとめ

よって、イ号物件は構成要件Dを充足しないから、イ号物件は本件特許発明の構成要件を充足しないものである。

第6. 均等の判断

請求人は、構成要件Dの均等についても主張しているので、以下、検討する。

1. 均等の要件

最高裁平成6年（オ）第1083号判決（平成10年2月24日判決言渡）は、特許請求の範囲に記載された構成中に対象製品等と異なる部分が存する場合であっても、以下の5つの要件をすべて満たす場合には、対象商品等は、特許請求の範囲に記載された構成と均等なものとして、特許発明の技術的範囲に属するものと解するのが相当であると、判示している。

第1要件：異なる部分が特許発明の本質的部分ではない。

第2要件：異なる部分を対象製品等におけるものと置き換えても、特許発明の目的を達することができ、同一の作用効果を奏するものである。

第3要件：異なる部分を対象製品等におけるものと置き換えることに、当業者が、対象製品等の製造等の時点において容易に想到することができたものである。

第4要件：対象製品等が、特許発明の特許出願時における公知技術と同一又は当業者がこれから出願時に容易に推考できたものではない。

第5要件：対象製品等が特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものに当たるなどの特段の事情もない。

2. 第5要件について

事案に鑑み、まず第5要件を検討する。

本件出願時の請求項1では、バンドカバーの着脱手段について何ら特定されておらず、構成要件Dとして特定されるバンドカバーの着脱手段は、本件出願時の請求項2で特定されていた要件であり、審査における補正書（乙3）による補正により、請求項1に追加されたものである。

よって、本件出願時の請求項1に係る発明には、構成要件Dを具備するものも具備しないものも含まれていたところ、上記補正によって構成要件Dを具備することが付加されたから、構成要件Dを具備しないものは、上記補正によって除外された。

また、この補正に関連して、請求人は、審査における意見書（甲4）で

「そして、上記した構成によれば、・・・『バンドカバーを、リストバンドの上下面を挟む開閉自在な上下フラップで構成するとともに、下フラップと手袋本体との対向面に着脱手段を設けたことにより、バンドカバーとリストバンドおよびバンドカバーと手袋本体との取り付け取り外しを容易に行うこ

とができるため使用性を向上させることができる』という格別な効果が奏されるのであります」（２頁６行ないし１７行を参照。）と主張しており、本件特許発明の格別な効果の一つとして、構成要件Ｄの「下フラップと手袋本体との対向面に着脱手段を設けたこと」により「バンドカバーと手袋本体との取り付け取り外しを容易に行うことができるため使用性を向上させることができる」を挙げている。

以上の事情から、構成要件Ｄは、特許発明の特許出願手続において、本件特許発明の格別な効果を生じるための構成要件として、特許請求の範囲に追加されたものである。

そうすると、構成要件Ｄを具備しないイ号物件は、特許発明の特許出願手続において特許請求の範囲から意識的に除外されたものである。

したがって、上記第５要件を満たさない。

請求人は、イ号物件のバンドカバーの着脱手段である「リストバンドとバンドカバーとの着脱を自在とする着脱手段」は、本件特許発明の特許請求の範囲にも、明細書にも、一切記載されていないから、何らバンドカバーの着脱手段に言及していない当初請求項１に、当初請求項２のバンドカバーの着脱手段を加えたからといって、イ号物件のバンドカバーの着脱手段を意識的に除外したものではないので、第５要件を満たす旨、主張している（請求書９頁２５行ないし２７行、弁駁書９頁１行ないし１０頁８行を参照。）。

しかし、上述のとおり、何らバンドカバーの着脱手段に言及していない当初請求項１は、当初請求項２のバンドカバーの着脱手段を具備するものも具備しないものも含まれるところ、上記補正によって当初請求項２のバンドカバーの着脱手段を具備することが付加されたから、当該バンドカバーの着脱手段を具備しないものは、意識的に除外されたといえる。

よって、上記請求人の主張は、失当である。

３．まとめ

よって、少なくとも上記第５要件を満たさないから、他の要件について判断するまでもなく、イ号物件の構成工が本件特許発明の構成要件Ｄと均等なものであるとはいえない。

第７．むすび

以上のとおり、イ号物件は、本件特許発明の構成要件Ｄを充足しないものであり、また、イ号物件の構成工と当該構成要件Ｄは均等なものともいえないから、イ号物件は、本件特許発明の技術的範囲に属しない。

よって、結論のとおり判定する。

平成２８年１０月２６日

審判長	特許庁審判官	久保 克彦
	特許庁審判官	山田 由希子
	特許庁審判官	千葉 成就

〔判定分類〕 P 1 2 . 1 - Z B (A 4 1 D)

審判長	特許庁審判官	久保 克彦	8711
	特許庁審判官	千葉 成就	8207
	特許庁審判官	山田 由希子	3023